

「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施における吉田寮生の自己負担について

【ご質問】（投稿日：2018年2月24日）

「吉田寮生の安全確保についての基本方針」によりますと、「退舎にあたって、平成30年4月時点で本学正規学生の学籍を有する吉田寮生については、希望する者に本学が代替宿舎を用意し、その代替宿舎に現在の寄宿料で居住させる」とのことですが、京都の住宅事情を鑑みますと、寮生一人当たり年数十万円の家賃をほぼ全額大学が肩代わりすることになると予想されます。

特に現1回生及び現2回生の吉田寮生は、大学が吉田寮自治会に対して入寮募集の停止を要請していた中で入寮した人々です。そのような人々が（光熱水費は別としても）月々400円の寮費だけで本来家賃月々数万円の民間アパート・ワンルームマンションに住めるというのは、その財源が、寮外生を含む学生が納めた学費や、国民の税金等から出されている運営交付金等であろうことも念頭に入れると、公平性・道徳性の観点から疑問がわきます。

以上を踏まえ、「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施に伴う費用について、吉田寮生（特に現1・2回生）がより自己負担すべきであると考えますが、京都大学としてはどのように考えられますでしょうか。ご回答よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018年3月19日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

今回の「基本方針」についてはご指摘のような疑問を含め様々なご意見があることを承知しております。そのうえで、吉田寮居住者の安全確保のために必要な措置であることを、ご理解願います。